

●香川県告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和2年10月6日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

令和2年10月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 岡田善通寺線（47号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
善通寺市大麻町字中土居 1137番5地先から 善通寺市大麻町字中土居 1127番1地先まで	11.0～11.8	143	平成26年香川県告示第345号で 変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和2年10月6日